諸塚村介護用品購入助成事業実施要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和6年4月1日要綱第4号

（目的）

1. この要綱は、日常的に介護用品を必要とする在宅の高齢者に対し、購入費の助成を行う

ことで、介護者やその家族等の身体的・精神的・経済的負担の軽減、要介護者の健康維持や自立

促進を支援する事業（諸塚村介護用品購入助成事業（以下、「本事業」という。））について、必

要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

1. 本事業の対象者は、村内に住所を有する在宅で生活する高齢者で、介護保険料の滞納が

なく村民税非課税（または生活保護受給者）であって、次に該当する者とする。

1. 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定を受け、要介護１～５と

認定された者

1. その他、村長が必要と認めた者

（助成対象となる介護用品）

第３条　本事業による助成対象の介護用品は次のとおりとする。

（１）紙おむつ（テープ止めタイプ、パンツタイプ、フラットタイプ）

（２）尿とりパット

（３）その他、村長が必要と認めるもの

（申請及び決定）

第４条　本事業における補助を希望する者（以下「申請者」という。）は様式第1号により村長に

申請するものとする。ただし、該当年度中に1回のみ申請できるものとする。

２　村長は、申請内容について判定会で審議を行い適当と認めた場合は、様式第2号により申請

者に通知するものとする。

（助成金額および請求）

第５条　本事業により助成する額は、該当年度中に上限50,000円とする。ただし、上限額に満た

ない場合は、その実費額を助成するものとする。

２　助成金は、精算払により支給する。助成金を請求しようとするときは、様式第1号申請書に

購入品目や金額が明示された書類（明細が記されたレシート、領収書等）を添付し、村長へ提出するものとする。

（事業の実施）

第６条　本事業の実施主体は、諸塚村住民生活課とする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。（要綱第4号）